

京都地方税機構公告式条例

平成21年8月19日
京都地方税機構条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条第4項の規定により、京都地方税機構（以下「広域連合」という。）の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨及び年月日を記入した公布文を付し、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、広域連合の事務所の掲示場に掲示して行う。

(広域連合長の定める規則の公布)

第3条 広域連合長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規則について準用する。

(広域連合長の定める規程の公表)

第4条 広域連合長の定める規程（規則を除く。）を公表しようとするときは、公表の年月日及び広域連合長名を記入しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

(広域連合の機関の定める規則の公布等)

第5条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、広域連合の機関（広域連合長を除く。以下この条において同じ。）の定める規則について準用する。この場合において、同項中「広域連合長名」とあるのは、「当該機関の名称又は当該機関の代表者の氏名」と読み替えるものとする。

2 第2条第2項及び前条第1項の規定は、広域連合の機関の定める規程（当該機関の定める規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「広域連合長名」とあるのは、「当該機関の名称又は当該機関の代表者の氏名」と読み替えるものとする。

(告示に関する準用)

第6条 第2条第2項の規定は、広域連合の機関が定める告示について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第1号）
この条例は、公布の日から施行する。